（報告書の記載事項）

第三十八条　法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模、対象埋立て又は干拓事業が実施された区域の位置その他の対象埋立て又は干拓事業に関する基礎的な情報

二　環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

三　事後調査の項目、手法及び結果

四　前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

五　専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別

六　報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象埋立て又は干拓事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と竣功後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一中「（第六条関係）」を「（第二十一条関係）」に改める。

別表第二中「（第八条関係）」を「（第二十三条関係）」に改める。

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十五条とし、第十九条を第三十四条とする。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第十七条第二項」に、「第五条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十八条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第三項中「第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項」に、「第九条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十条第五項」を「第二十五条第四項」に、「第十一条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、同条第四項中「、第十四条」を「、第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に改め、同条第五項中「第十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

第十七条に次の一項を加える。

4　事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から第一種鉄道建設等事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十六条を第三十一条とし、第十五条を第三十条とし、第十四条を第二十九条とする。

第十三条中「第十七条」を「第三十二条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第一項中「第五条」を「第二十条」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に改め、同条第一号中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に改め、同条第一項中「第八条」を「第二十三条」に改め、同項第二号中「第四項」を「次項において読み替えて準用する第八条第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種鉄道建設等事業に」とあるのは「対象鉄道建設等事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。

第十条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条を第二十五条とする。

第九条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項第三号中「以下」を「次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。